

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025 年 2 月 26 日開催 日本投資顧問業協会]

1. NISA 口座の利用状況調査について

- 2025 年 2 月 13 日に、NISA 口座の利用状況調査（2024 年 12 月末速報版）を公表した。NISA 口座数は約 2560 万口座、総買付額は約 53 兆円となった。なお、政府目標値は、2027 年末時点の NISA 口座数が 3400 万口座、総買付額が計 56 兆円。

2. Japan Weeks について

- 資産運用立国等の施策を国内外の金融機関や投資家等の関係者のニーズに沿って進め、日本市場の魅力を効果的に発信するため、一連の金融関連イベントを同時期に開催する「Japan Weeks」を 2025 年も開催。コアウィークは 10 月 20 日から 24 日。
- 同期間中に、日本の家計における貯蓄から投資への促進や資産運用業の改革に関する対話の場として「資産運用フォーラム」の年次会合を開催。分科会のテーマは、①オルタナティブ投資、②日本企業の価値向上と地方含めた日本への投資促進、③資産運用業の DX、④サステナブルファイナンス。

3. クライメート・トランジション利付国債について

- 2024 年 2 月より、世界初の国によるトランジション・ボンドとして「クライメート・トランジション利付国債」（CT 国債）が累次発行されており、幅広い投資家から受け入れられたものと評価している。また、既に相当数の投資家が、自社のウェブサイト等において、CT 国債に投資した旨を表明しているものと認識している。
- CT 国債は、世界の中でもパイオニアとなる取組であり、政府としても一丸となって取り組んでいる。各金融機関においても、CT 国債を購入した場合にはその旨を自社ウェブサイト等で開示していただけると、社会全体のグリー

ン・トランスフォーメーション（GX）への機運を高める観点からも有意義と考えている。

4. 2025 年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の 2025 年度税制改正要望においては、
 - ・「資産所得倍増プラン」
 - ・「資産運用立国」の実現
 - ・「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現
 - ・安心な国民生活の実現として、保険関連などの項目を要望した。
- その結果、2024 年 12 月 20 日に公表された与党税制改正大綱においては、
 - ・ NISA の利便性向上等
 - ・ 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。
- NISA の利便性向上等については、金融機関変更時の即日買付が可能となるほか、つみたて投資枠で投資可能な ETF に係る要件について、従来の買付方法（定額買付）に加えて、設定金額内で取得可能な最大口数での買付が可能となる。こうした買付方法の柔軟化を通じ、より多様な商品の提供が実現することを期待したい。
- 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置については、会社員の企業型 DC・iDeCo 全体の拠出限度額が、賃金の伸びを踏まえ 7,000 円引き上がり、iDeCo の拠出限度額は最大で約 3 倍になることとなった。また、自営業者の iDeCo 等の全体の拠出限度額も同様に 7,000 円引き上がることとなった。
- 引き続きしっかりと検討・議論すべき事項も残っており、今後、これらの事項について、必要な取組を行っていききたい。

5. 「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の

現在・将来の賃金・所得を増やす～」について

- 2024 年 11 月 22 日、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」が策定された。
- 今回の総合経済対策では、①「日本経済・地域経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」②「物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～」③「国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～」の3つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられた。
- 金融庁関連としては、
 - ・「資産運用立国」の実現に向けたコーポレートガバナンス改革の推進や、「金融・資産運用特区」のプロモーション、「Japan Weeks」を通じた日本市場の魅力発信、金融経済教育推進機構（J-FLEC）等と連携した地域の金融経済教育の充実のほか、
 - ・プロ投資家に対する非上場株式の勧誘における規制の見直しや、インパクト投資の更なる普及・浸透等を通じたスタートアップの資金調達支援のための環境整備、
 - ・レビキャリ（地域経済活性化支援機構（REVIC）の人材プラットフォーム）の活用による大企業人材と地域の中堅・中小企業のマッチングの促進、などの施策が盛り込まれている。
- 金融庁としては、こうした取組を通じて日本の持続的な経済成長に貢献できるよう、しっかりと取り組んでいく。各金融機関におかれても、御理解・御協力を宜しくお願いしたい。

6. 金融行政モニター制度について

- 金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な御意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、2025 年で 10 年目を迎える。

○ 2024 年（1 月～12 月）は 42 件の御意見を受け付けており、

- ・ 保険募集人に対する規制の強化
- ・ 事業ファクタリングに関する規制法令の制定

などに関する御意見について、金融庁の対応の公表を行った。

○ 金融庁としては、受け付けた御意見について、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応していきたいと考えているため、本金融行政モニター制度を日本投資顧問業協会傘下の金融機関及びその職員に周知いただき、金融制度や金融庁に対する率直な御意見をお寄せいただきたい。

7. 「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」の成果物の公表について

○ 量子コンピュータが実用化されると、現在広く利用されている公開鍵暗号の安全性が損なわれる（危殆化する）ことが指摘されており、耐量子計算機暗号（Post-Quantum Cryptography、PQC）への移行に向けた検討が国内外で始まっている。

○ こうした中、金融庁において、PQC への移行を検討する際の推奨事項、課題及び留意事項について関係者と検討を深めるため、「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」※（以下「本検討会」）を 2024 年 7 月から 10 月にかけて全 3 回開催した。

※ 本検討会には、3 メガバンクや預金取扱金融機関に係る業界団体の代表者や暗号に関する有識者等がメンバーとして参加し、オブザーバーとして金融 ISAC、CRYPTREC 事務局、金融情報システムセンター（FISC）、日銀金融機構局、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が参加。

○ 耐量子計算機暗号（PQC）への移行対応は、既存の暗号の危殆化によって脅威に晒され得る情報資産を洗い出し、重要性に応じて優先順位を付け、システム投資を行う必要があるなど、長期にわたり多大なリソースを要するため、経営陣のリーダーシップのもと、全社的な対応が必要である。本検討会は、預金取扱金融機関を想定したものだが、経営陣がリスクを正しく認識し、リスク低減策を適切に推進できるようにする観点から、本検討会の議論は預取

以外の業態にも参考になるはずである。本検討会の議論を踏まえた成果物（報告書）を2024年11月26日に公表したので、ぜひ一読いただきたい。

（金融庁ウェブサイト）<https://www.fsa.go.jp/singi/pgc/index.html>

8. マネロン等対策の「有効性検証」の考え方・対話の進め方に関する文書の公表について

- マネー・ローンダリング（マネロン）等対策については、各金融機関において2024年3月末の期限までに整備した基礎的な態勢の実効性を高めていくことが重要であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（マネロンガイドライン）では、各金融機関が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。
- また、今後の金融活動作業部会（FATF）の第5次審査も見据えると、各金融機関が自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できるようになることも重要である。
- 金融庁では、「有効性検証」に関する金融機関等の取組を促進するために、「有効性検証」を行うに当たって参考となる考え方や事例を公表すべく準備を進めている。
- 公表は2025年3月頃を目指しており、2025年1月20日よりパブリックコメントに付した（締切日は2025年2月20日）。
- 「有効性検証」はマネロンガイドラインで実施が求められており、各金融機関における有効性検証の進捗状況を踏まえながら順次対話を行う予定なので、パブリックコメント中のドラフトも参考に、経営陣主導のもと、「有効性検証」の取組を進めていただきたい。

9. Japan Fintech Week 2025 開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、2025年3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を開催する。

- 2024 年 3 月に初開催した際には、官民様々な団体による関連イベントが開催され、国内外から延べ 13,000 人以上の方に参加いただいた。次回は、新たに運営に加わっていただく Fintech 協会とも連携し、更なるコンテンツ拡充等を通じて、金融機関やフィンテック事業者、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出したい。
- 生成 AI などテクノロジーの進展には目を見張るものがあり、金融庁としては、潜在的なリスクに対応いただきつつも、「チャレンジしないリスク」も踏まえて、イノベーションの実現に向けて各金融機関に積極的に取り組んでいただきたい。開催期間中は、その一助となるよう、AI やデジタル資産、保険、資産運用立国、送金・決済、コンプライアンスの高度化等をテーマに多面的な議論とネットワーキングを行う予定である。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトで随時更新していく。経営層から現場担当者レベルまで様々な方に訴求するコンテンツを用意しており、各金融機関においては、是非足を運んでいただきたい。

(参考) Japan Fintech Week 2025 概要

- ・ 日時：2025 年 3 月 3 日～7 日【コアウィーク】
- ・ 会場：都内各地、各地方都市で開催予定
- ・ 主催：金融庁、一般社団法人 Fintech 協会
- ・ ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2025/index.html>

(参考) FIN/SUM 概要

- ・ 日時：2025 年 3 月 4 日～7 日[4 日間] 9:00-18:00
- ・ 会場：丸ビルホール（後日アーカイブ配信）
- ・ 主催：金融庁・日本経済新聞社
- ・ ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>
- ・ チケット登録：1 月下旬より上記ウェブサイトにて登録開始

10. IOSCO 代表理事会の開催

- 2024 年 11 月 7 日に、証券監督者国際機構（IOSCO）の代表理事会がスペイン・マドリードで開催された。今回合合においては、サステナブルファイナンスやフィンテック、ノンバンク金融仲介（NBFI）、投資家保護など多岐にわ

たって議論が行われ、様々な最終報告書や市中協議文書の公表が承認された。その中でも特に日本投資顧問業協会と関係が深い、オープンエンド型ファンド（OEF）を中心としたファンドの流動性リスク管理に関する市中協議文書について紹介したい。

- IOSCO は、2024 年 11 月 11 日、「集団投資スキームの流動性リスク管理に関する勧告（改正版）」案及び、本勧告の効果的な実施を支援するための「流動性リスク管理に関する勧告の効果的な実施のためのオープンエンド型ファンドに係るガイダンス」案を公表した。市中協議期間は 2025 年 2 月 11 日まで実施され、今後最終化に向けた議論が行われる予定。
- 金融安定理事会（FSB）や IOSCO は、2020 年 3 月のコロナショックに伴う金融市場の混乱を受け、NBFIs セクターの強靱性の強化に向けた作業を進めてきた。上記の両市中協議文書は、2018 年 2 月に公表した流動性リスク管理改善のための勧告及びグッドプラクティスを見直すもので、2023 年 12 月に FSB や IOSCO が公表した最終報告書（※）や最近の市場イベントを考慮し、変更を行っている。

（※）FSB「オープンエンド型ファンドにおける流動性ミスマッチがもたらす構造的脆弱性への対応にかかる政策提言（改正版）」及び IOSCO「希釈化防止のための流動性管理ツール：『集団投資スキームの流動性リスク管理に関する提言』の有効な実施のためのガイダンス」

- FSB 及び IOSCO は、メンバー法域における、OEF の構造的な流動性ミスマッチに対処するためのリスク管理の整備状況につき、2026 年末までにストックテイクを行う予定。我が国にとっても、「資産運用立国」の施策等により資産運用セクターの役割が今後高まっていけば、流動性リスク管理は重要になっていく。本件への対応につき、一義的には投資信託協会が担当していると承知しているが、日本投資顧問業協会においても、その内容について必要に応じて御検討いただきたい。

11. FSB によりまとめられた移行計画に関するレポートの公表について

- 近年、企業（金融機関及び非金融機関）が気候関連リスクの戦略と管理を明確にするためのツールとして、移行計画への関心が高まっている。移行計画は、ステークホルダーが企業の気候変動及び移行へのアプローチについて情報を得るためにも活用されている。

- 金融安定理事会（FSB）に設置された移行計画ワーキンググループ（TPWG：Transition Plan Working Group）においては、当庁のチーフ・サステナブルファイナンス・オフィサーの池田議長のもと、金融当局の観点から金融安定との関連性について、業界へのアウトリーチの結果も踏まえつつ議論を行ってきた。今般、報告書を取りまとめて公表することとなったため、御紹介したい。
- 本報告書は、何らかの勧告を行うことは目的としておらず、移行計画の目的や現在の業界の慣行、各国の金融当局による利用の状況を整理し、金融の安定性の評価に移行計画を利用することの限界と課題、可能性について検討した結果をまとめたものである。
- 本報告書において、移行計画が気候関連金融リスクと相互に関係する可能性を指摘しつつ、他方で、金融の安定性の評価のために移行計画を利用することについては、情報の信頼性や比較可能性をサポートするためのより一層の標準化、データの利用可能性の拡大等が必要であるとされた。今後の具体的な利用に向けては、国際機関や基準設定主体の作業や各国当局の取組、実務の進展を待つ必要性が述べられている。
- 本報告書は 2025 年 1 月 14 日に FSB ウェブサイトで公表されており、金融庁ウェブサイトにも掲載している。詳細は本文を参照願いたい。

12. 資産運用立国について

- 資産運用立国に関し、特に「資産運用ビジネスの高度化」「プロダクトガバナンスの実践」「資産運用業の健全な発展に向けた組織体制の整備」の三点について、それぞれお願いしたい。
- まず、「資産運用ビジネスの高度化」に関し、「資産運用立国実現プラン」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」を踏まえ、金融庁においては、資産運用会社の競争力強化やガバナンス改善・体制強化を通じた業界の健全な発展を推進している。
- こうした取組を進めるに当たり、まずは、各金融機関と現状・課題認識を共有することが重要であることから、2024 年 10 月に一部の資産運用会社に対して、資産運用会社のビジネスに関する状況、具体的には成長戦略、人材育成・確保に

向けた取組状況、新興運用業者の促進に向けた取組状況、プロダクトガバナンスの確保に向けた取組状況等に関するアンケートをお願いしたところである。アンケート調査を踏まえつつ、必要な追加調査や各金融機関との対話を行い、2025年6月を目途にその結果を公表したい。

- 2024年9月に顧客本位の業務運営の原則が改訂され、プロダクトガバナンスに関する補充原則が追加された。本補充原則は、ラップ商品も含めた金融商品の組成に携わる金融事業者も含め、幅広く採択されるべきとされている。日本投資顧問業協会会員におかれても本補充原則の趣旨を踏まえて、顧客の最善の利益に適ったサービスを提供していただくことを期待している。
- 資産運用業の健全な発展を後押しするための組織体制を整備することも重要である。2024年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版」では、「金融庁において、銀行・保険・証券の監督担当課に並ぶ資産運用担当部署を設置すること」などを通じて「資産運用業が我が国金融業の中で銀行・保険・証券に並ぶ第4の柱となるよう、業界の発展を継続して推進する」とされていたところ。2025年度の機構・定員として、新たに資産運用課の設置が認められた。
- また、日本投資顧問業協会と投資信託協会の統合についても、具体的な議論が進められているものと承知している。統合により、自主規制機関としての一層の機能強化が図られ、資産運用業界の健全な発展につながるものと考えており、引き続き、統合に向けた建設的な議論をお願いしたい。

13. ファンドモニタリング調査について

- 証券監督者国際機構（IOSCO）等が金融安定に影響を与えるリスクのあるファンドについてデータを徴求するよう求めていることを受けて、2024年6月、金融庁から投資運用業者等に対して、純資産額500億円以上のファンドを対象に投資対象資産や解約可能日数、デリバティブ取引の状況等の報告を求め、2024年12月にはとりまとめ結果をIOSCOに提出した。本調査結果の概要については、今後、金融庁ウェブサイトでも公表したい。

（以 上）